

# 令和8年度藤沢市臨時的任用職員（福祉指導員）

## 採用試験受験案内

### 1. 試験区分、募集人員、職務内容、受験資格

試験区分	募集人員	職務内容	受験資格
臨時的任用職員 （福祉指導員）	若干名	主に生活保護などの社会福祉に関する指導、相談、調査などの業務	申込み日時時点で、社会福祉士の資格若しくは、社会福祉主事の任用資格を有している人

◎地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 藤沢市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 2. 任用期間、勤務形態等

<任用期間> 2026年（令和8年）7月1日から2026年（令和8年）9月30日

※任用期間を更新する場合があります。（最大6カ月）

<勤務形態> 週5日勤務（1日7時間45分勤務）

<勤務時間> 午前8時30分から午後5時15分まで

※業務の必要から時間外勤務が発生することや土・日曜日が勤務日となることがあります。

◎臨時的任用職員とは、常時勤務する職員に欠員等が生じた場合において、緊急のとき又は臨時の職に関するときに勤務する任期に定めのある職員です。

### 3. 申込について

#### (1) 申込方法

エントリーシートを添付のうえ、メールで申込みをしてください。

【メールアドレス】 [fj-saiyo@city.fujisawa.lg.jp](mailto:fj-saiyo@city.fujisawa.lg.jp)

※エントリーシートは、市ホームページの職員課のページ（任期付職員・臨時的任用職員の募集）からダウンロードしてください。

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/shise/saiyo/ninkitsuki/index.html>

#### (2) その他

- ・メールの件名は、「藤沢市臨時的任用職員（福祉指導員）申込」としてください。
- ・申込の受付手続完了後、申込み内容を確認させていただいた後、申込み時に登録された電話番号又はメールアドレスに面接日時の調整のご連絡をいたします。

## 4. 試験方法、試験詳細、合格発表

### (1) 試験方法

適性試験及び面接試験

### (2) 試験詳細

#### ア 適性試験

会場	受験者の自宅等 ※Web試験となりますので、申込者本人が受験してください。 詳細は、申込者に送信する案内メールにてご確認ください。 ※パソコンの貸出しはいたしませんので、各自でご用意ください。
その他	適性試験の受験方法に関するご案内は、登録したメールアドレスに送信されますので、詳細はそちらをご確認ください。

#### イ 面接試験

日程	受付手続完了後、申込み内容を確認させていただいた後、登録された電話番号又はメールアドレスに面接日時の調整のご連絡をいたします。 ※1人15分程度で行います。
会場	藤沢市役所本庁舎7階 職員課 ※JR藤沢駅北口、小田急線藤沢駅 徒歩5分程度
持ち物	資格要件の免許証をご持参ください。

### (3) 合格発表日

全ての試験が終了した後10日～14日後に、本人宛に可否の結果通知を送付いたします。

## 5. 合格から採用まで

- (1) 合格した人は、常時勤務する職員の欠員状況によって、任期を定めて採用されます。
- (2) 資格要件がないこと又は申込書記載事項等が正しくないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。
- (3) 外国籍の人も受験できます。ただし、採用日において就労が制限される在留資格の人は採用されません。

## 6. 注意事項ほか

- (1) 可否の結果について、電話や郵便等によるお問い合わせにはお答えできません。
- (2) この試験に関して提出された書類は、お返しいたしません。
- (3) 受験者用の駐車場はありません（試験会場へは公共交通機関等をご利用ください）。
- (4) 車いすを使用している場合等で会場の配慮が必要な人は、必ず申し込み時にご相談くだ

さい。

## 7. 給与<初任給の例> [2026年(令和8年)4月1現在]

藤沢市一般職員の給与に関する条例に基づき支給されます。

採用区分	初任給(地域手当含む)
臨時的任用職員(福祉指導員)	282,228円

※このほか、各種手当(通勤手当、期末勤勉手当等)が条件に応じて支給されます。

※健康保険(共済組合)、厚生年金、災害補償が適用されます

※給与や諸手当の支給額は、条例や規則等の改正により改定されることがあります。

## 8. 試験実施に関する問い合わせ(平日の午前8時30分~午後5時)

職員課 人材育成担当 電話: 0466(50)3583

メールアドレス: fj-saiyo@city.fujisawa.lg.jp